

舟水手奉公人。下略とある里子はこの意味である。然るに同じく綱紀の時から、僕婢で主家を逃亡した者、私に關所を越えた者、無宿で浮浪した者の如き微罪を犯した徒を、公事場から拂人として、之が使役を希望する百姓の里子たらしめることが起り、爲に里子が一種の刑罰の如くにもなつた。この種類の里子は、又藩の川除奉行等の土工に従事する爲、居村の百姓を請人として之が監視に任せしめることがあつて、この場合には年額銀貳拾目を里子奉行から請人に與へ、里子の給銀に供せしめた。或は又公事場奉行から定檢地奉行に引渡し、諸役所の使役に供する里子もあつて、その居所なきものは藩設の非人小屋に置き、若しくは宿賃を與へて町方の借屋に住せしめることもあつた。刑罰としての里子の期間は、概ね二年から五年に及び、特に精勤する者は年月を減せられることもあつたが、前田重熙の寛延中に至り、里子を廢して禁牢に代へ、里子二年に當るものは禁牢四五ヶ月を科することにした。

サトゴビヤクシヨウ 里子百姓 元祿六年

六月十村等の加賀郡濁端新村新開に關する答申書に『延寶元年加賀郡濁端新村被仰付、非人小屋より非人被遣、里子百姓と名付、貳拾壹軒御建被成候處、此者家諸道具兼飯米味噌鹽薪着類迄御上より被下候。右之時分十村大熊村兵右衛門せがれ伊兵衛支配被仰付候へ共、日々給物に至迄男女人數に應じ相渡申煎に、在々より出申百姓之内二日市村善右衛門・大熊村三郎兵衛・小熊村彌次右衛門被召出、此三人は並百姓持高貳人分宛被下、里子才許被仰付候。』とある。こゝに里子百姓とい

ふを、森田平次の温故集録には非人小屋に收容せられてゐた普通の窮民であつた如くに解し、近藤磐雄の加賀松雲公には微罪の徒の釋放せられて非人小屋に居たものと解してゐる。里子百姓は奉公人たる里子でもなく、しかも並百姓と區別せられた名稱であるから、後説が優れてゐるやうに思はれる。

サトブリシユウ 郷布李集 一冊。天保十年櫻井梅室が大坂に赴いて冬籠りした頃の俳諧附合を録し、巻尾に諸國から贈つた幾句を載せてある。題號は梅室の句『したしさの古郷ぶりや芦に雁』の句からとる。

サトホンゴウ 里本江 羽咋郡富木院に屬する部落。

サトミチヨウ 里見町 金澤の町名。享保頃までは堅町又は堅町後。町といひ、その後里見氏の居邸があつた爲に里見町と呼ぶことになつた。

サトミモトシゲ 里見元茂 通稱七左衛門。七左衛門元照の子。寛永二十年遺知の内九百石を受け、加州御郡奉行・町奉行・御先筒頭・御馬廻頭に歴任し、寛文八年には三百石を加へ、元祿三年致仕して甫心と稱し、隱居料三百石を受け、七年六月歿した。

サトミモトテル 里見元照 通稱七左衛門。父を日野備中光久といひ、初め最上出羽守に仕へ、後紀州徳川氏に従ひ、母は最上家の土里見玄蕃の女であつた。元照外祖父の苗字を襲いで里見氏を稱し、寛永元年來つて前田利常から千二百石を受け、馬廻組に班し、十九年歿。子孫世々藩に仕へる。

サトミキサブロウ 里見玄三郎 諱は元確。隱居の後宇牧。父は七左衛門元資。天保元年

家祿千二百石を襲ぎ、馬廻に班し、二年大小將に轉じ、五年三百石を病兄淳之助に配分。その後宮腰町奉行等諸職を經、慶應三年十月銃隊馬廻頭として京師に在り、政局變轉の際最も奔走盡力する所があつた。明治元年七月亥三郎は太政官から徴士・柏崎縣判事を命ぜられたが、病の故を以て之を辭し、晩年和歌・俳句を事として、十七年七十歳を以て歿した。

サナタカケユ 眞田勘解由 前田利常に仕へ、祿六百石。元和元年大坂役に陣し、五月七日岡山口に戦うて深手を負ひ、十六日死亡した。勘解由の父は越中の唐人式部大輔であつたが、勘解由が眞田隱岐守の女を娶つたから、氏を改めたのであらう。子孫世々藩に仕へる。

サナタケコモンジョルイシユウ 佐那武古文書類聚 六冊。森田平次著。石川郡寺中村の式内大野湊神社に藏する古文書を編纂したものである。

サナタケシラヤマジンジャ 佐那武白山神社 石川郡寺中にあつて、今は大野湊神社の境内末社である。白山記に白山九所の小神を數へた中に、『佐那武、大野庄』又式内等舊社記に、『佐那武白山神社。寺中村鎮座。白山比咩神九所小神之一社也。』といふもの即ち是で、享保六年五月佐那武兩神主の書付には、『佐那武白山の神祠は、中古社僧方の鎮守にて、坊跡寺中村に鎮守之處、在家次第に多く成、混穢之恐有之に付、寛永十九年佐那武社の境内へ遷座す。』とある。

サナタケミヨウジン 佐那武明神 石川郡寺中なる大野湊神社は初め宮腰の海岸、源平盛衰記に所謂佐良嶽山にあつたから、佐良嶽

明神といはれたが、後に佐那武と訛ることになつた。しかし前田利長の慶長九年八月六日、同十五日兩通の寄附狀に、『さらたけ』とあるから、その頃はまた佐那武ではなかつた。↓サラダケ 佐良嶽。

サナヘアン 早苗庵 金澤蕉風俳人の庵號。庄田晴江先づ之を稱し、明治の後松本證專之を繼席した。

サナミ 佐波 鹿島郡能登島庄に屬する部落。

サヌキマチ 讚岐町 金澤の舊町名。堀川に在つたが、その位置は今明らかを知るを得ぬ。石野讚岐の下屋敷があつた爲の名である。

サネカゲ 眞景 加賀の刀工。越中則重の門人であるといふ。加州住貞治六年・加州住藤原眞景應安七年又は加州岩龍住眞景永徳二年など、切つたものがあるといふ。岩龍といふ地は明らかでない。

サネヒサ 眞久 鳳至郡下町野郷に屬する部落。

サネモト 眞元 珠洲郡三崎に住した一代鍛冶。

サネモリ 眞森 加賀の刀工。加州住眞森と切る。應永頃。

サネモリ 實盛 謠曲の名で、世阿彌元清の作。↓サイトウサネモリ 齋藤實盛(二)、遊行上人と實盛)。

サネモリツカ 實盛塚 江沼郡篠原に在る。越登賀三州志に、『篠原村と篠原新村との間に實盛の古墳あり。墳上榎松一株あり。矮小なりといへども樹身屈曲樹皮剝落、根株甚老たり。眞に實盛の墳たるべし。藤澤上人代々此

家祿千二百石を襲ぎ、馬廻に班し、二年大小將に轉じ、五年三百石を病兄淳之助に配分。その後宮腰町奉行等諸職を經、慶應三年十月銃隊馬廻頭として京師に在り、政局變轉の際最も奔走盡力する所があつた。明治元年七月亥三郎は太政官から徴士・柏崎縣判事を命ぜられたが、病の故を以て之を辭し、晩年和歌・俳句を事として、十七年七十歳を以て歿した。

明神といはれたが、後に佐那武と訛ることになつた。しかし前田利長の慶長九年八月六日、同十五日兩通の寄附狀に、『さらたけ』とあるから、その頃はまた佐那武ではなかつた。↓サラダケ 佐良嶽。

庄田晴江先づ之を稱し、明治の後松本證專之を繼席した。

鹿島郡能登島庄に屬する部落。

金澤の舊町名。堀川に在つたが、その位置は今明らかを知るを得ぬ。石野讚岐の下屋敷があつた爲の名である。

加賀の刀工。越中則重の門人であるといふ。加州住貞治六年・加州住藤原眞景應安七年又は加州岩龍住眞景永徳二年など、切つたものがあるといふ。岩龍といふ地は明らかでない。

鳳至郡下町野郷に屬する部落。

珠洲郡三崎に住した一代鍛冶。

加賀の刀工。加州住眞森と切る。應永頃。

謠曲の名で、世阿彌元清の作。↓サイトウサネモリ 齋藤實盛(二)、遊行上人と實盛)。

江沼郡篠原に在る。越登賀三州志に、『篠原村と篠原新村との間に實盛の古墳あり。墳上榎松一株あり。矮小なりといへども樹身屈曲樹皮剝落、根株甚老たり。眞に實盛の墳たるべし。藤澤上人代々此